

青森県と拓殖大学との学生U.I.Jターン就職促進に関する協定書

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

青森県（以下「甲」という。）と拓殖大学（以下「乙」という。）は、青森県内における産業の次代を担う人財の確保・育成と地域の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力に努め、学生の青森県内企業等への就職活動を支援することにより、青森県出身者を始めとする学生の青森県内へのU.I.Jターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 学生、保護者及び卒業生への県内の企業情報、生活情報等の周知に関するここと。
- (2) 学生のU.I.Jターン就職に係る情報交換及び実績把握に関するここと。
- (3) 乙の学内で行う合同企業説明会など、企業情報等を提供するイベントの開催に関するここと。
- (4) U.I.Jターン就職セミナーの開催に関するここと。
- (5) 県内企業等への学生のインターンシップ受入支援に関するここと。
- (6) その他学生の青森県内への人財還流の促進に関するここと。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、次条に規定する本協定の有効期間中及び当該有効期間の終了後も第三者に對し、提供又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）

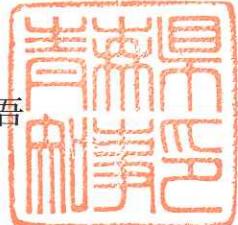
第6条 本協定に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙はそれぞれ連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行うものとする。

平成30年1月26日

甲 青森県

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村申吾



乙 拓殖大学

東京都文京区小日向3丁目4番14号

拓殖大学学長 川名明夫

